

一般社団法人日本パラフェンシング協会
倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するため専門委員会として倫理委員会（以下「委員会」という）を設置するにあたり、委員会の組織および運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(活動方針)

第2条 この委員会は当協会の会員が、スポーツの価値を高め、定款に定める目的を達成するために、国内の法令をはじめ当協会の定款・規程等を遵守することを設置目的とする。

(業務内容)

第3条 委員会の業務は、以下の事項とする。

- (1) 法令・定款・規程の遵守その他の倫理に反する行為の防止を目的とする関係規程の整備その他の諸施策に関すること。
- (2) 倫理・社会規範意識の啓発活動に関すること。
- (3) 日本パラスポーツ協会（以下「JPSA」という）に設置された倫理規程違反相談窓口（以下「相談窓口」という）を通じて受けた相談の対応に関すること。相談のあったときは、倫理規程に従い速やかに委員会を臨時開催し、問題の解決に当たる。
- (4) 登録会員の所属する団体および登録会員以外の者による倫理に反する行為に対する措置に関すること。
- (5) その他必要な業務は委員会で決定し、当協会理事会の承認のうえ遂行する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、委員長1名および委員2名以内とする。

- 2 委員長および委員は、当協会理事会決議によって候補者が選任され、社員総会決議によって承認され正式に選任される。
- 3 委員は、当協会の役員、理事、監事、職員、強化指定選手・スタッフ、専門委員会の委員長、副委員長または委員以外の者とし、委員のうち1名は弁護士でなければならない。

(任期)

第5条 委員長および委員の任期は、就任日から直近の当協会役員の任期終了日までとする。再任を妨げないが、10年を最長とする。

(委員会)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。なお、委員会はオンライン形式での開催・出席を認める。

- 2 委員会は、議決権を有する委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。
- 5 相談窓口を通じて相談のあったときは、倫理規程に従い速やかに委員会を臨時開催する。

6 この規程に定めるもののほか委員会の所掌事項の実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(倫理規程違反相談窓口)

第7条 当協会に相談窓口は設置せず、JPSA の相談窓口を利用する。

(倫理委員会および懲戒委員会の機能と権限)

第8条 委員会の機能と権限については、第3条の定める範囲で以下のとおり規定する。

- (1) 委員会は、当協会倫理規程および定款・その他規程等に違反する行為が発見されるか、または相談窓口を通じて相談を受けた場合に調査を行い、関係者の意見を聴取したうえ、その調査結果を書面で作成する。
- (2) 委員会は、調査結果に基づき、定款・その他規程等に則って必要な措置を理事会に報告する。
- (3) 当協会理事会が前項の報告を受けて懲戒等の検討が必要と認めた場合、懲戒委員会を開催しその検討を行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和4年10月26日から施行する。